

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(抄)

〔平成27年1月30日〕
閣 議 決 定

(5) 農地法(昭27法229)

- (i) 農業生産法人の事業要件のうち法人の主たる事業である農業に関連する事業(2条3項1号)については、自己の生産した農畜産物を原料又は材料の一部として使用する給食及び宅配の事業が含まれることを明確化し、地方公共団体に通知する。
- (ii) 農地の利活用を目的とした市町村による農地の権利取得については、市町村が作成する農用地利用集積計画に基づいて権利の設定又は移転が行われる場合には、農地の権利移動に係る農業委員会の許可が不要である場合(3条1項7号)に該当することを、地方公共団体に周知する。
- (iii) 農地等の権利移動の許可要件のうち「農地等の権利を取得しようとする者が、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められること」(全部効率利用要件)(3条2項1号)については、新たに農地等の権利を取得しようとする者が、他者に貸し付けている農地等の権利を有している場合において、当該貸付地が適切に耕作されているときは、当該貸付地は、全部効率利用要件の判断をする上では勘案しないことなど全部効率利用要件の解釈を明確化し、地方公共団体に通知する。
- (iv) 農地等の権利移動の許可要件のうち下限面積要件(3条2項5号)については、農業委員会が地域の実情を踏まえ、市町村内で区域を区切り、任意の面積を設定することができることを、地方公共団体に周知する。
- (v) 太陽光発電設備を農地の法面又は畦畔に設置する場合の農地転用許可制度の取扱いについては、先行的な事例における営農への影響等を検証しつつ、一時転用の転用期間が満了する場合に、再度一時転用許可を行うことができるよう見直しを行う。
- (vi) 植物工場など農業の六次産業化・成長産業化に資する農地の転用については、より円滑な転用を可能とする観点から、基準の明確化を図る。
なお、地域再生法の一部を改正する法律(平26法128)において、植物工場を含む六次産業化に資する施設等の整備について、農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58)における農地転用許可及び農用地区域の変更基準等の特例を措置したところであり、当該特例措置について、地方公共団体に周知する。